

中央区立桜川公園
官民連携事業における
公募設置等に係る基本協定書（案）

令和 7 年●月

中央区

目 次

(趣旨)	1
(甲及び乙の義務並びに諸手続)	1
(代表法人の責務)	1
(実施協定)	1
(実施協定不調の場合における処理)	2
(本協定の任意解除)	2
(本協定の強制解除)	2
(解除権)	2
(秘密保持)	3
(本協定の変更)	3
(本協定の有効期間)	3
(協議等)	3
(準拠法及び裁判管轄)	3

中央区立桜川公園官民連携事業における公募設置等に係る基本協定書（案）

中央区立桜川公園官民連携事業における公募設置等（以下「本事業」という。）に係る事業提案に関し、中央区（以下「甲」という。）と事業予定者である「〇〇」（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、本事業に関する基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

なお、本協定に別段の定めがある場合を除き、本協定において用いる用語の定義は、「中央区立桜川公園官民連携事業公募設置等指針」（以下「公募設置等指針」という。）に定められたとおりとする。

（趣旨）

第1条 本協定は、本事業の円滑な実施のため、実施協定（第4条に定める。）を締結するまでの間の甲及び乙の責務等に係る基本的事項を定めるものとする。

（甲及び乙の義務並びに諸手続）

第2条 甲及び乙は、本協定の定めを信義に従い、誠実に履行しなければならない。

- 2 乙は、公募設置等指針及び公募設置等計画を遵守するものとする。公募設置等指針と公募設置等計画の間に齟齬があると甲が判断した場合は、公募設置等指針の内容が優先する。ただし、公募設置等計画の内容が公募設置等指針で示された水準以上の内容であると甲が認めた場合は、この限りでない。

（代表法人の責務）【※認定計画提出者が単独法人の場合は、本条は削除します】

第3条 本協定締結後、代表法人が応募グループから離脱した場合、乙は、認定計画提出者の地位を失うものとする。

- 2 本協定締結後、構成法人のいずれかが応募グループから離脱し、又はその担当業務が不履行となった場合、代表法人は、この離脱又は不履行にかかわらず当該業務を継続して実施する責任を負うものとする。
- 3 本協定締結後、構成法人のいずれかが応募グループから離脱し、又はその担当業務が不履行となったことによって甲に損害が発生した場合、代表法人は、この損害のすべてを甲に対して賠償しなければならない。

（実施協定）

第4条 甲及び乙は、本事業の実施に向けての協議を経て、本事業の事業内容の詳細について定めた実施協定（以下「実施協定」という。）を締結するものとする。

- 2 実施協定は、本協定の締結後、乙による本事業に係る特定公園施設の設計の着手前までに締結するものとする。
- 3 前項にかかわらず、実施協定は、令和〇年〇〇月〇〇日までに締結しなければならない。ただし、やむを得ないと認める場合は、甲及び乙が協議して新たに期限を定めるものとする。

- 4 前項の規定により新たな期限を設けようとする場合、甲又は乙は、相手方に対して令和〇年〇〇月〇〇日までに協議を申し出なければならない。

(実施協定不調の場合における処理)

第5条 次の各号に掲げる事由により前条に規定する実施協定の締結に至らなかった場合における費用（甲及び乙が本事業の準備のために要した費用並びにこの条の規定により本協定を解除するために要した費用）については、本協定の当事者各自の負担とし、相手方にその費用を請求することができない。

- (1) 天変地異、感染症の蔓延その他甲又は乙のいずれの責めにも帰することができない事由により次の状態となった場合

ア 本事業の実施が不可能又は極めて困難になった場合

イ 本事業に係る管理運営に関し、極めて重大な変更があった場合（アに掲げる場合を除く。）

- (2) 第6条の規定により本協定が解除された場合（同条第3項に該当する場合を除く。）

- (3) 第8条の規定により本協定が解除された場合

(乙都合による本協定の解除)

第6条 乙は、乙の都合により本事業を実施できなくなった場合においては、甲と協議の上その同意を得て、本協定を解除することができる。

- 2 乙は、前項の規定により本協定を解除しようとするときは、令和〇年〇〇月〇〇日（第4条第3項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該期限の1か月前）までに甲に対してその旨を申し出なければならない。

- 3 乙は、前項に定める期日を経過した後に、本協定を解除しようとするときは、甲に対して違約金を支払わなければならない。

- 4 前項の違約金の額は、金〇〇〇〇〇〇円とする。

(本協定の強制解除)

第7条 次に掲げる場合、甲は、事前に乙に通知し、乙と協議することなく、本協定を解除することができるものとする。

- (1) 第4条第3項に規定する期限（同項ただし書の規定により新たな期限を定めた場合においては、当該新たな期限）までに実施協定が締結されない場合

- (2) 乙が第9条の規定に違反した場合で、甲が本事業の実施に支障があると認める場合

(解除権)

第8条 甲は、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、本協定を解除することができる。

- (1) 財産の取得について中央区議会において否決されたとき。

- (2) 本事業（特定公園施設の設計費及び整備費）の予算について中央区議会において否

決されたとき。

(秘密保持)

第9条 甲及び乙は、本事業に関する情報について、相手方の事前の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと、及び本協定の履行の目的以外には使用しないものとする。ただし、法令の規定に基づき開示が要求される場合、裁判所により開示が命じられた場合、乙が本事業に関する資金調達を図るために合理的に必要なものとして開示する場合、及び甲が中央区情報公開条例（平成 13 年中央区条例第 29 号）等に基づき開示する場合は、この限りでない。

(本協定の変更)

第10条 本協定の変更は、甲及び乙の書面による合意により行うものとする。

(本協定の有効期間)

第11条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から実施協定締結の日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる日までとする。

(1) 実施協定を締結するまでの間において、実施協定の締結に至る可能性がないと甲が判断してこれを乙に通知した場合 当該通知した日

(2) 乙が本事業の事業予定者を辞退した場合 当該辞退を甲に通知した日

2 前項の規定にかかわらず、第5条、第9条、第12条及び第13条の規定の効力は、本協定の有効期間の終了後においても存続する。

(協議等)

第12条 本協定に定めのない事項につき疑義が生じた場合、甲及び乙は、誠意をもって協議し解決するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第13条 本協定は、日本国の法令にしたがって解釈されるものとし、本協定に関する一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。

以上を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙が各1通を保有する。

年 月 日

甲 中央区
中央区長 山本 泰人

乙 ●●●●
代表法人
所在地 ●●●●
商号又は名称 ●●●●
代表者名 ●●●●

(グループで応募の場合)

構成法人
所在地 ●●●●
商号又は名称 ●●●●
代表者名 ●●●●